

岐阜市家具固定器具取付事業実施要綱

平成28年 6月22日決裁

改正 平成28年10月21日決裁

改正 令和 3年 1月21日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者、障がい者等が安心して生活できる環境を整備し、もって高齢者、障がい者等の福祉の増進を図るため、地震発生時における家具の転倒を防止する器具（以下「固定器具」という。）の取付けを行う岐阜市家具固定器具取付事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業の委託)

第2条 事業は、固定器具の取付けの作業（以下「取付作業」という。）を公益社団法人岐阜市シルバー人材センター（以下「受託者」という。）に委託して実施するものとする。

(事業の内容)

第3条 事業の内容は、次条に規定する事業の対象者（以下「対象者」という。）の居宅の寝室に設置された家具（1世帯につき2つを上限とする。）に固定器具を取り付けるものとする。

2 前項の家具は、テレビ、冷蔵庫その他の家電製品を除き、タンス、本棚、収納棚その他これらに類する床に置かれた家具であって、地震災害時に転倒により対象者に危険が生じる可能性があるものに限る。

(対象者)

第4条 対象者は、本市に住所を有し、かつ、本市内において居宅で生活する者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 65歳以上の者（利用を開始する日の属する年度内に65歳に達する者を含む。以下同じ。）のみで構成される世帯に属する者
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第1項に規定する要介護状態にある者
- (3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者（障害の程度が7級の者を除く。）
- (4) 療育手帳（児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して都道府県知事等から支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。）の交付を受けている者
- (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、対象者から除外するものとする。

- (1) 対象者が自己の所有でない家屋に居住する場合において、当該家屋の所有者又は管理者

から固定器具の設置について承諾を得ることができないとき。

(2) 固定器具を取り付ける家屋及び家具に釘及びネジを使用することができない場合

(3) 対象者がこの要綱に基づき固定器具を設置したことがある、又は設置した世帯に属する場合

(利用の条件)

第5条 事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる事業の利用の条件を承諾しなければならない。

(1) 固定器具を取り付けた家具及び家屋について、市及び受託者に対して損害の賠償を請求しないこと。

(2) 固定器具の取付作業の終了後に、市及び受託者に対して家具の移動又は固定器具の取外しを請求しないこと。

(3) 災害発生時に固定器具を取り付けた家具の転倒事故等が発生した場合は、市及び受託者に対して損害の賠償、補償等を請求しないこと。

(利用申請)

第6条 申請者は、毎年度4月1日から12月28日までの間に岐阜市家具固定器具取付事業利用申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出するものとする。

2 前項の場合において、自己の所有でない家屋に居住する申請者は、申請書の裏面の家具固定器具の取付けに係る同意書に当該家屋の所有者又は管理者の記名をするとともに、次に掲げる書類の写しを提出するものとする。

(1) 家屋の所有者又は管理者について証する書類

(2) 家屋の所有者又は管理者の本人確認書類

(利用決定)

第7条 市長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査し、事業の利用の可否を速やかに決定するとともに、岐阜市家具固定器具取付事業利用（変更）承諾（不承諾）通知書（様式第2号。以下「通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

(利用決定の変更)

第8条 前条の規定による事業の利用の決定（以下「利用決定」という。）を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用決定を受けた事項を変更しようとするときは、岐阜市家具固定器具取付事業利用変更申請書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

2 利用者は、前項の規定による利用決定の変更の申請（以下「変更申請」という。）をするときは、あらかじめ、変更しようとする内容について受託者の承諾を得るものとする。

3 市長は、変更申請があったときは、その内容を審査し、利用決定の変更の可否を速やかに決定するとともに、通知書により変更申請をした者に通知するものとする。

(利用の辞退)

第9条 第6条の規定による事業の利用の申請（以下「利用申請」という。）をした者は、固定

器具の取付けを辞退する場合は、速やかに岐阜市家具固定器具取付事業利用辞退届（様式第4号。以下「辞退届」という。）を市長に提出しなければならない。

（利用決定の取消し）

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用決定を取り消すとともに、岐阜市家具固定器具取付事業利用決定取消通知書（様式第5号。以下「取消通知書」という。）により利用者に通知するものとする。

- (1) 前条又は次条第1項の規定により辞退届が提出された場合
- (2) 利用者が事業の実施前に固定器具を用意することができない場合
- (3) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は事業の実施に関し不正の行為があった場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、事業の実施を不相当と認めた場合

（申請等の代理）

第11条 申請者又は利用者は、代理人により、利用申請、変更申請又は第9条の規定による事業の利用の辞退をすることができる。

（費用負担）

第12条 固定器具の費用は利用者がその実費を負担し、固定器具の取付けに係る費用は無料とする。

2 前項の規定にかかわらず、第10条の規定による利用決定の取消しを受けた場合において、受託者が既に固定器具の取付けを実施していたときは、利用者は、当該取付けに要した費用を市長に支払うものとする。

（秘密保持）

第13条 受託者は、事業に関して知り得た個人情報その他の秘密を他に漏らしてはならない。事業を終了し、中止し、若しくは停止し、又は事業の委託を解除された後も同様とする。

2 受託者は、事業に従事する者又は従事したことがある者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

（状況報告及び委託料の請求）

第14条 受託者は、市長に対して、毎月10日（3月分にあつては、当該月の末日）までに前月分の事業の実施状況を報告するとともに、委託料を請求するものとする。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

年 月 日

岐阜市家具固定器具取付事業利用申請書

（あて先）岐 阜 市 長

フリガナ
（申請者）氏名

電話番号

私は、次の者を代理人に選任し、本事業の申請に関する手続についての権限を委任します（代理人に委任する場合のみ記入）。

住 所	〒 ー
フリガナ 氏 名	申請者との関係（ ）
電話番号	

岐阜市家具固定器具取付事業の利用を下記のとおり申請します。
また、家具の固定器具（以下「固定器具」という。）の取付けに当たり、以下の事項について同意します。

（同意事項）

- 岐阜市家具固定器具取付事業実施要綱（以下「要綱」という。）第4条第1項関係
本事業の対象者であることを確認するため、住民基本台帳に記載された世帯の情報及び住所、要介護状態に関する情報、身体障害者手帳に関する情報その他この事業の利用の決定に必要な範囲内で市が保有する申請者に関する**個人情報**を閲覧すること。
- 要綱第4条第2項関係
 - 1 自己の所有でない家屋に居住する場合において、当該家屋の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）から**固定器具の設置について承諾を得ていること**。
※ 裏面の同意書に家屋の所有者等の記名及び本人確認書類等の提出が必要です。
 - 2 世帯を含め、岐阜市家具固定器具取付事業により**固定器具を取り付けたことがないこと**。
- 要綱第5条関係
 - 1 固定器具を取り付けた家具及び家屋について、市及び設置業務の受託者（以下「受託者」という。）に対して**損害の賠償を請求しないこと**。
 - 2 固定器具の取付作業の終了後に、市及び受託者に対して家具の移動又は**固定器具の取外しを請求しないこと**。
 - 3 災害発生時に固定器具を取り付けた家具の転倒事故等が発生した場合でも、市及び受託者に対して**損害の賠償、補償等を請求しないこと**。

設置場所	〒 ー 岐阜市		
申請者の フリガナ 氏名	対象者の 生年月日	大正・昭和・平成	年 月 日生 (歳)
対象要件	<input type="checkbox"/> 高齢者（65歳以上）のみの世帯 <input type="checkbox"/> 要介護認定者 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳の交付を受けている者 （7級を除く。）		
	<input type="checkbox"/> 療育手帳の交付を受けている者 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
家具の種類 及び数量	固定器具の取り付けることができるのは、2点までです。 <input type="checkbox"/> タンス(点) <input type="checkbox"/> 本棚(点) <input type="checkbox"/> その他(: 点)		
家屋の 権利関係	<input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 借家 <input type="checkbox"/> 間借 <input type="checkbox"/> その他() ※ 持家以外の場合は、裏面の同意書に家屋の所有者等の記名等が必要です。		
建物の構造	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 非木造 <input type="checkbox"/> その他()		

持家以外にお住いの方

年 月 日

家具固定器具の取付けに係る同意書

(あて先) 岐 阜 市 長

(家屋所有者・管理者)

住所

フリガナ
氏名

電話番号

家具の固定器具（以下「固定器具」という。）の取付けに当たり、以下の事項について同意します。

記

- 1 固定器具を取り付ける家屋及び家具に釘及びネジを使用することができること。
- 2 固定器具を取り付けた家具及び家屋について、市及び固定器具の設置業務の受託者（以下「受託者」という。）に対して損害の賠償を請求しないこと。
- 3 固定器具の取付作業の終了後に、市及び受託者に対して家具の移動又は固定器具の取外しを請求しないこと。
- 4 災害発生時等に固定器具を取り付けた家具の転倒事故等が発生して利用者に被害又は損害が生じた場合でも、市及び受託者に対して損害の賠償、補償等を請求しないこと。

※ 注意

- 1 上記事項について確認した上で家屋の所有者の記名をしてください。
- 2 家屋の管理者が上記事項に同意する権限があるときに限り、当該管理者の記名をすることができます。
- 3 この同意書には、次に掲げる書類の写しの添付が必要です。
 - (1) 家屋の所有者又は管理者について証する書類
 - (2) 家屋の所有者又は管理者の本人確認書類

様式第2号（第7条、第8条関係）

岐阜市 第 号
年 月 日

様

岐阜市長

岐阜市家具固定器具取付事業利用（変更）承諾（不承諾）通知書

年 月 日付けで申請がありました岐阜市家具固定器具取付事業の利用又は利用の変更について、岐阜市家具固定器具取付事業実施要綱第7条又は第8条第3項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

岐阜市家具固定器具取付事業の（利用・利用の変更）を（承諾します。・承諾しません。）

- 1 取付け場所
- 2 固定器具を取り付ける家具の種類及び点数
- 3 その他（承諾しない場合は、その理由）

岐阜市家具固定器具取付事業利用変更申請書

（あて先）岐 阜 市 長

（申請者）^{フリガナ}氏名

私は、次の者を代理人に選任し、本事業の利用に係る変更の申請に関する手続についての権限を委任します（代理人に委任する場合のみ記入）。

住 所	〒 -
ふりがな 氏 名	申請者との関係（ ）
電話番号	

年 月 日付け岐阜市 第 号により承諾を受けた岐阜市家具固定器具取付事業の利用の変更について、下記のとおり申請します。

記

変更する項目	変更前	変更後
取付け場所		
固定器具を取り付ける 家具の種類及び数量		
その他		

【受託者の承諾欄】

上記の変更後の変更する項目に関し固定器具の取付けに問題は生じないため、この変更について下記の受託者の担当者から承諾を得ました。

受託者の担当者の氏名

様式第4号（第9条関係）

年 月 日

岐阜市家具固定器具取付事業利用辞退届

（あて先）岐 阜 市 長

（届出人）^{フリガナ}氏名

私は、次の者を代理人に選任し、辞退に関する手続についての権限を委任します（代理人に委任する場合のみ記入）。

住 所	〒 ー
ふりがな 氏 名	届出人との関係（ ）
電話番号	

年 月 日付け岐阜市 第 号で決定を受けた岐阜市家具固定器具取付事業の利用について、下記のとおり辞退します。

記

（辞退する理由）

様式第5号（第10条関係）

岐阜市 第 号
年 月 日

様

岐阜市長

岐阜市家具固定器具取付事業利用決定取消通知書

年 月 日付け岐阜市 第 号で決定を受けた岐阜市家具固定器具取付事業の利用について、岐阜市家具固定器具取付事業実施要綱第10条の規定により、下記のとおり取り消しましたので、通知します。

記

1 取消理由

2 その他